



福島医発第 1705 号 (地)
令和 4 年 9 月 20 日

各 医 師 会 長 殿

福 岡 県 医 師 会
会 長 蓮 澤 浩 明
(公 印 省 略)

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査 2 件 (E 3 (新項目)) が保険適用されるとともに、SARS-CoV-2 核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及び SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出に関して、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託により実施する場合に、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載することが省略されたことに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料 1 のとおり取り扱う通知が示され、令和 4 年 9 月 1 日から適用となった旨、日本医師会より通知がありました。

本通知の内容について、日本医師会において添付資料 2 のとおり整理されておりますので、貴会会員への周知方よろしくお願い申し上げます。

なお、本件につきましては、日本医師会雑誌 11 月号に掲載が予定されており、また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載されますことを申し添えます。

<添付資料>

1. 検査料の点数の取扱いについて

(令和 4 年 8 月 31 日付け 保医発 0831 第 6 号 厚生労働省保険局医療課長)

2. 新たに保険適用が認められた検査 (日本医師会医療保険課)

小郡三井医師会より

医療保険担当理事 肥山淳一郎
会長 島田昇二郎

日医発第1108号（保険）
令和4年9月9日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長
松本吉郎
（公印省略）

検査料の点数の取扱いについて

新たな臨床検査2件（E3（新項目））が保険適用されるとともに、SARS-CoV-2核酸検出、SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出及びSARS-CoV-2・RSウイルス核酸同時検出に関して、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ検体を輸送し検査を委託により実施する場合に、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載することが省略されました。これに伴い、今般、厚生労働省保険局医療課長から添付資料1のとおり取り扱う通知が示され、令和4年9月1日から適用となりました。

本通知の内容について、本会において添付資料2のとおり整理いたしましたので、貴会会員に周知くださるようお願い申し上げます。

本件につきましては、日本医師会雑誌11月号に掲載を予定しております。また、日本医師会ホームページのメンバーズルーム中、医療保険の「新たに保険適用が認められた検査・医療機器等」に掲載いたします。

（添付資料）

1．検査料の点数の取扱いについて

（令和4年8月31日付け 保医発0831第6号 厚生労働省保険局医療課長）

2．新たに保険適用が認められた検査等

（日本医師会医療保険課）

保医発0831第6号
令和4年8月31日

地方厚生（支）局医療課長
都道府県民生主管部（局）
国民健康保険主管課（部）長
都道府県後期高齢者医療主管部（局）
後期高齢者医療主管課（部）長

】 殿

厚生労働省保険局医療課長
（ 公 印 省 略 ）

厚生労働省保険局歯科医療管理官
（ 公 印 省 略 ）

検査料の点数の取扱いについて

標記について、「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発0304第1号）を下記のとおり改正し、令和4年9月1日から適用するので、貴管下の保険医療機関、審査支払機関等に対して周知徹底をお願いいたします。

記

- 1 別添1第2章第3部第1節第1款D006-3に次を加える。
 - (3) フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」のMajor BCR-ABL1（mRNA定量（国際標準値））の所定点数を準用して算定する。

Major BCR-ABL1（mRNA定量）は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。
- 2 別添1第2章第3部第1節第1款D012に次を加える。
 - (56) SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出（定性）
 - ア SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出（定性）は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びRSウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19

の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、本区分の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分の「23」RS ウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

3 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (18) のアを次のように改める。

(18) SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従うこと。

4 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (30) のアを次のように改める。

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従うこと。

5 別添 1 第 2 章第 3 部第 1 節第 1 款 D 0 2 3 (33) のアを次のように改める。

(33) SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法（定性）により、鼻咽頭ぬ

ぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び R S ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」H P V核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従うこと。

(参考：新旧対照表)

◎「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号)

改 正 後	現 行
別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D006-2 (略) D006-3 BCR-ABL1 (1)・(2) (略) <u>(3) フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」のMajor BCR-ABL1 (mRNA定量(国際標準値))の所定点数を準用して算定する。</u> <u>Major BCR-ABL1 (mRNA定量)</u> <u>は、リアルタイムRT-PCR法により測定した場合に限り算定できる。</u> D006-4～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(55) (略) <u>(56) SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)</u> <u>ア SARS-CoV-2・RSウイルス抗原同時検出(定性)</u>	別添1 医科診療報酬点数表に関する事項 第1章 (略) 第2章 特掲診療料 第1部・第2部 (略) 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D000～D006-2 (略) D006-3 BCR-ABL1 (1)・(2) (略) (新設) D006-4～D011 (略) D012 感染症免疫学的検査 (1)～(55) (略) (新設)

は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及びR S ウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、本区分の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性（角膜）の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。

イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を1回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに1回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

ウ SARS-CoV-2・R S ウイルス抗原同時検出（定性）を実施した場合、本区分の「23」R S ウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出（定性）及び SARS-CoV-2 抗原検出（定量）については、別に算定できない。

D 0 1 3 ～ D 0 2 2 （略）

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

（1）～（17）（略）

（18）SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にか

D 0 1 3 ～ D 0 2 2 （略）

D 0 2 3 微生物核酸同定・定量検査

（1）～（17）（略）

（18）SARS-CoV-2 核酸検出

ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にか

かわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定
点数2回分を合算した点数を準用して算定する。
なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医
療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施
する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染
性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-20
14 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質の
規定に従うこと。

イ～オ (略)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、
COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、
SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸
検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体
外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）によ
り、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の
SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸
検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無に
かかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所
定点数2回分を合算した点数を準用して算定す
る。なお、採取した検体を、検体採取を行った保
険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により
実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感
染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-
2014 版」に記載されたカテゴリーBの感染性物質
の規定に従うこと。

イ～オ (略)

かわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定
点数2回分を合算した点数を準用して算定する。
なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成
した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス
2013-2014 版」に記載されたカテゴリーBの感
染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険
医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実
施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬
明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

(19)～(29) (略)

(30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出は、
COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、
SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸
検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体
外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）によ
り、唾液、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の
SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸
検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無に
かかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所
定点数2回分を合算した点数を準用して算定す
る。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が
作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダ
ンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリーB
の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った
保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託によ
り実施した場合は、検査を実施した施設名を診療
報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

(31)・(32) (略)

(33) SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びR S ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びR S ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従うこと。

イ～オ (略)

(31)・(32) (略)

(33) SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出

ア SARS-CoV-2・R S ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びR S ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR法（定性）により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及びR S ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV核酸検出の所定点数2回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013－2014 版」に記載されたカテゴリーB の感染性物質の規定に従って、検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。

イ～オ (略)

新たに保険適用が認められた検査等

令和4年8月31日 保医発 0831 第6号（令和4年9月1日適用）

No.1（新規）

測定項目	Major BCR-ABL1（mRNA 定量）
販売名	Major BCR - ABL mRNA測定キット「オーツカ」
区分	E3（新項目）
測定方法	定量リアルタイム RT-PCR 法
主な測定目的	・末梢血白血球より抽出した RNA 中の MajorBCR-ABL mRNA/ABL mRNA 比（国際標準値）の測定 （慢性骨髄性白血病（CML）の診断補助及び治療効果のモニタリング） ・末梢血白血球又は骨髄液有核細胞より抽出した RNA 中の Major BCR-ABL mRNA/ABL mRNA 比の測定 （Major BCR-ABL を有するフィラデルフィア染色体（Ph）陽性急性リンパ性白血病（ALL）の診断補助及び治療効果のモニタリング）
点数	D006 - 3 BCR-ABL1 1 Major BCR-ABL1（mRNA 定量（国際標準値）） イ 診断の補助に用いるもの 2,520 点 ロ モニタリングに用いるもの 2,520 点
関連する留意事項の改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」（令和4年3月4日付け保医発 0304 第1号）の別添 1（医科診療報酬点数表に関する事項）の第2章（特掲診療料）を次のように改める。（変更箇所下線部） 第3部 検査 第1節 検体検査料 第1款 検体検査実施料 D006 - 3 BCR - ABL1 （1）・（2）（略） <u>（3）フィラデルフィア染色体陽性急性リンパ性白血病の診断補助及び治療効果のモニタリングを目的として測定した場合、「1」の Major BCR - ABL1（mRNA 定量（国際標準値））の所定点数を準用して算定する。</u> <u>MajorBCR - ABL1（mRNA 定量）は、リアルタイム RT - PCR 法により測定した場合に限り算定できる。</u>

No.2 (新規)

測定項目	SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出
販 売 名	ラピッドテスト RSV&SARS - CoV - 2
区 分	E3 (新項目)
測定方法	イムノクロマト法
主な測定目的	鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS - CoV - 2 抗原及び RS ウイルス抗原の検出 (SARS - CoV - 2 感染又は RS ウイルス感染の診断補助)
点 数	420 点 (D012 感染症免疫学的検査 「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性 (角膜) (210 点) の 2 回分)
関連する 留意事項の 改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)を次のように改める。(変更箇所下線部) 第 3 部 検査 第 1 節 検体検査料 第 1 款 検体検査実施料 D012 微生物核酸同定・定量検査 (1)~(55) (略) <u>(56) SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出 (定性)</u> <u>ア SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出 (定性) は、当該検査キットが薬事承認された際の検体採取方法で採取された検体を用いて、SARS-CoV-2 抗原及び RS ウイルス抗原の検出を目的として薬事承認又は認証を得ているものにより、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し COVID-19 の診断を目的として行った場合に限り、本区分の「44」単純ヘルペスウイルス抗原定性 (角膜) の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。</u> <u>ただし、感染症の発生の状況、動向及び原因を明らかにするための積極的疫学調査を目的として実施した場合は算定できない。</u> <u>イ COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、診断を目的として本検査を実施した場合は、診断の確定までの間に、上記のように合算した点数を 1 回に限り算定する。ただし、発症後、本検査の結果が陰性であったものの、COVID-19 以外の診断がつかない場合は、上記のように合算した点数をさらに 1 回に限り算定できる。なお、本検査が必要と判断した医学的根拠を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> <u>ウ SARS-CoV-2・RS ウイルス抗原同時検出 (定性) を実施した場合、本区分の「23」RS ウイルス抗原定性、SARS-CoV-2 抗原検出 (定性) 及び SARS-CoV-2 抗原検出 (定量) については、別に算定できない。</u>

No.3 (留意事項変更)

測定項目	SARS-CoV-2 核酸検出	
点 数	D023 微生物核酸同定・定量検査 700 点 (「10」HPV 核酸検出 350 点の 2 回分)	
関連する 留意事項 の改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料)第 3 部検査 第 1 節検体検査料 第 1 款検体検査実施料を次のように改める。(変更箇所赤字)	
	改 正 後	改 正 前
	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、 <u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 - 2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従うこと。</u> イ～オ (略)	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(17) (略) (18) SARS-CoV-2 核酸検出 ア SARS-CoV-2 核酸検出は、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013 - 2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、 <u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> イ～オ (略)

No.4 (留意事項変更)

測定項目	SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同時検出	
点 数	D023 微生物核酸同定・定量検査 700 点 (「10」 HPV 核酸検出 350 点の 2 回分)	
関連する 留意事項 の改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日付 保医発 0304 第 1 号) の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項) の第 2 章 (特掲診療料) 第 3 部検査 第 1 節検体検査料 第 1 款検体検査実施料を次のように改める。(変更箇所赤字)	
	改 正 後	改 正 前
	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (29) (略) (30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同 時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同 時検出は、COVID-19 の患者であるこ とが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸 検出を目的として薬事承認又は認証 を得ている体外診断用医薬品を用い て、PCR 法 (定性) により、唾液、 鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中 の SARS-CoV-2 及びインフルエンザ ウイルスの核酸検出を同時に行った 場合に、検査の委託の有無にかかわら ず、本区分の「10」HPV 核酸検出の 所定点数 2 回分を合算した点数を準 用して算定する。なお、採取した検体 を、 <u>検体採取を行った保険医療機関以 外の施設へ輸送し検査を委託により 実施する場合は、</u> 国立感染症研究所が 作成した「感染性物質の輸送規則に関 するガイダンス 2013 - 2014 版」に記 載されたカテゴリー B の感染性物質 の規定 <u>に従うこと。</u> イ ~ オ (略)	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1) ~ (29) (略) (30) SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同 時検出 ア SARS-CoV-2・インフルエンザ核酸同 時検出は、COVID-19 の患者である ことが疑われる者に対し、ARS-CoV-2 及びインフルエンザウイルスの核酸 検出を目的として薬事承認又は認証 を得ている体外診断用医薬品を用い て、PCR 法 (定性) により、唾液、 鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中 の SARS-CoV-2 及びインフルエンザ ウイルスの核酸検出を同時に行った 場合に、検査の委託の有無にかかわら ず、本区分の「10」HPV 核酸検出の 所定点数 2 回分を合算した点数を準 用して算定する。なお、採取した検体 を、国立感染症研究所が作成した「感 染性物質の輸送規則に関するガイダ ンス 2013 - 2014 版」に記載されたカ テゴリー B の感染性物質の規定に従 って、 <u>検体採取を行った保険医療機関 以外の施設へ輸送し検査を委託によ り実施した場合は、検査を実施した施 設名を診療報酬明細書の摘要欄に記 載すること。</u> イ ~ オ (略)

No.5 (留意事項変更)

測定項目	SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出	
点 数	D023 微生物核酸同定・定量検査 700 点 (「10」HPV 核酸検出 350 点の 2 回分)	
関連する 留意事項 の改正	「診療報酬の算定方法の一部改正に伴う実施上の留意事項について」(令和 4 年 3 月 4 日付け保医発 0304 第 1 号)の別添 1 (医科診療報酬点数表に関する事項)の第 2 章 (特掲診療料) 第 3 部検査 第 1 節検体検査料 第 1 款検体検査実施料を次のように改める。(変更箇所赤字)	
	改 正 後	改 正 前
	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(32) (略) (33) SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出 ア SARS-CoV2・RS ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法 (定性) により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施する場合は</u>、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従うこと。 イ～オ (略)	D023 微生物核酸同定・定量検査 (1)～(32) (略) (33) SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出 ア SARS-CoV-2・RS ウイルス核酸同時検出は、COVID-19 の患者であることが疑われる者に対し、SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を目的として薬事承認又は認証を得ている体外診断用医薬品を用いて、PCR 法 (定性) により、鼻咽頭ぬぐい液又は鼻腔ぬぐい液中の SARS-CoV-2 及び RS ウイルスの核酸検出を同時に行った場合に、検査の委託の有無にかかわらず、本区分の「10」HPV 核酸検出の所定点数 2 回分を合算した点数を準用して算定する。なお、採取した検体を、国立感染症研究所が作成した「感染性物質の輸送規則に関するガイダンス 2013-2014 版」に記載されたカテゴリー B の感染性物質の規定に従って、<u>検体採取を行った保険医療機関以外の施設へ輸送し検査を委託により実施した場合は、検査を実施した施設名を診療報酬明細書の摘要欄に記載すること。</u> イ～オ (略)

(日本医師会医療保険課)